

令和2年度

路面復旧費・検査事務費
徴収単価表

(令和2年5月1日)

北九州市

【はじめに】

本単価表は、北九州市道路占用規則第25条第4項に基づき告示するものである。
令和2年5月1日以後に道路占用許可を受けた者から適用する。

【北九州市道路占用規則（抜粋）】

（掘削の方法等）

第24条 占有者は、掘削、埋戻し及び埋め戻した路面の復旧の工事を、市長が別に定める方法により施行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が埋め戻した路面の復旧の工事（以下「路面復旧工事」という。）を施行することができる。

- （1） 市長が施行する道路に関する工事と併せて路面を復旧する必要があるとき。
- （2） 掘削の工事が競合して行われた場合で、市長が統一して路面を復旧することが適当と認めるとき。
- （3） 大規模な掘削の工事で路面の復旧に高度の技術を必要とするとき。
- （4） その他市長が必要と認めるとき。

（費用の徴収）

第25条 前条第2項の規定により市長が路面復旧工事を施行する場合は、当該路面復旧工事に要する費用を占有者から徴収する。ただし、占用工事が第20条の規定による舗装先行工事（市長による舗装の工事に先行して施行する工事をいう。）に該当する場合は、この限りでない。

2 前条第1項の規定により占有者が路面復旧工事を施行する場合及び前項ただし書の場合は、市長が行う検査に要する費用を占有者から徴収する。

3 前2項の規定により占有者が負担する路面復旧工事及び検査に要する費用の額は、市長が別に定める単価表により算出した額とする。

4 前項の単価表は、告示する。

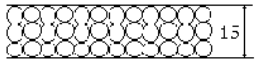
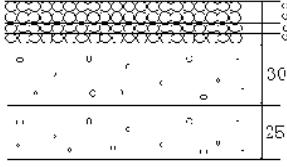
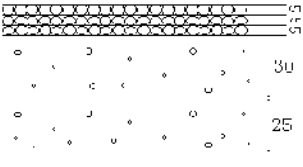
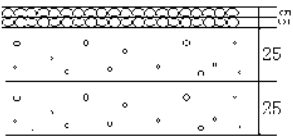
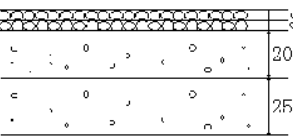
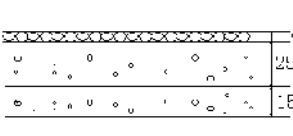
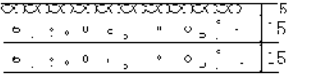
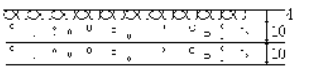
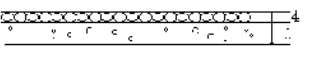
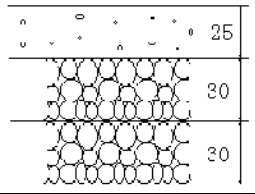
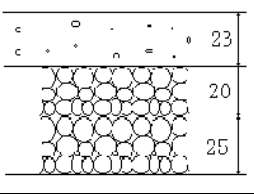
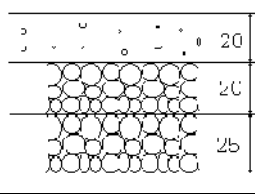
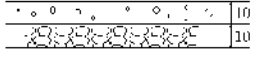
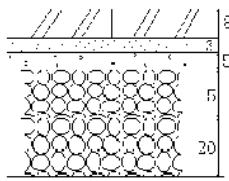
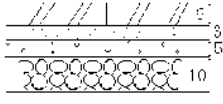
路面復旧費・検査事務費徴収単価表

1 徴収単価

種別		復旧面積 1㎡当たり 復旧単価（円）	復旧面積 1㎡当たり 検査事務費（円）
砂利道	G	—	130
アスファルト コンクリート 舗装道	A s 1	37,030	1,760
	〃 2	30,560	1,450
	〃 3	23,650	1,120
	〃 4	23,210	1,100
	〃 5	14,860	700
	〃 6	12,460	590
	〃 7	10,860	520
	〃 8（歩道）	8,090	380
セメント コンクリート 舗装道	C o n 1	36,940	1,750
	〃 2	34,800	1,650
	〃 3	33,360	1,580
	〃 4（歩道）	16,060	760
コンクリート ブロック道	C. B（車道）	26,660	1,260
	C. B（歩道）	22,010	1,040

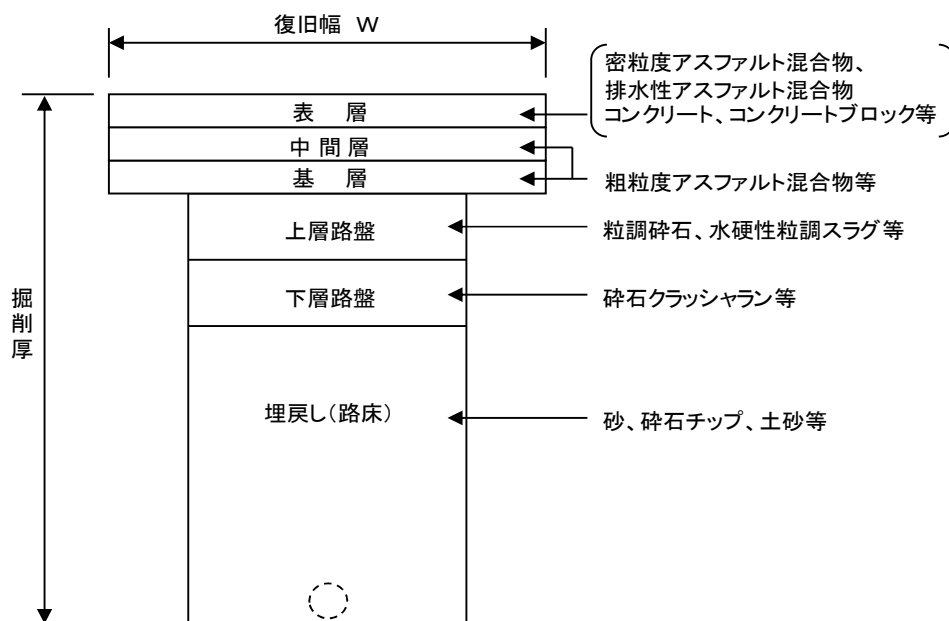
- 注1 新設工事中（現道拡幅を含む）の道路及び舗装先行工事で、道路管理者と協議の上砂利復旧する場合の、占有者から徴収する検査事務費は、砂利道Gの項に定める額とする。
- 2 植樹帯の掘削工事の場合、占有者から徴収する検査事務費は、この表の砂利道Gの項に定める額を徴収する。

2 路面復旧標準構造

種別	砂利道G		A s 1		A s 2	
工種	砂利厚 15.0cm		表層厚 5cm 中間層厚 10cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 中間層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	A s 3		A s 4		A s 5	
工種	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 15cm
復旧構造						
種別	A s 6		A s 7		A s 8 (歩道)	
工種	表層厚 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 15cm	表層厚 4cm	上層路盤厚 10cm 下層路盤厚 10cm	表層厚 4cm	路盤厚 10cm
復旧構造						
種別	C o n 1		C o n 2		C o n 3	
工種	コンクリート厚 25cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 30cm	コンクリート厚 23cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	コンクリート厚 20cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	C o n 4 (歩道)		C. B (車道)		C. B (歩道)	
工種	コンクリート厚 10cm	路盤厚 10cm	ブロック厚 8cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 20cm	ブロック厚 6cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	路盤厚 10cm
復旧構造						

3 復旧の構造基準

(1) 車道の基準

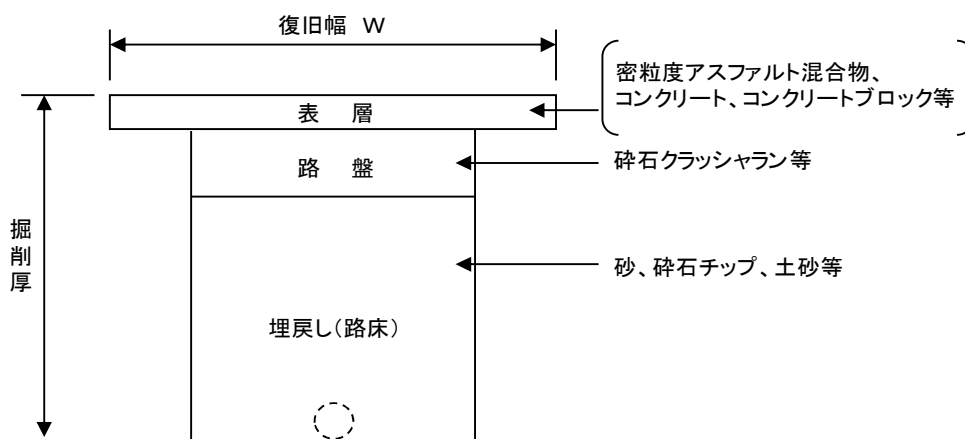


各層厚の基準

(単位 c m)

種別	A s 1	A s 2	A s 3	A s 4	A s 5	A s 6	A s 7	Con1	Con2	Con3	C. B
表層	5	5	5	5	5	5	4	25	23	20	16
中間層	10	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基層	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—	—
上層路盤	30	30	25	20	25	15	10	30	20	20	15
下層路盤	25	25	25	25	15	15	10	30	25	25	20

(2) 歩道の基準



各層厚の基準 (単位 c m)

種別	A s 8	Con 4	C. B
表層	4	10	14
路盤	10	10	10

4 路面復旧費・検査事務費徴収算定基準

(1) 路面復旧費・検査事務費の額

復旧面積に舗装種別に応じた徴収単価を乗じて得た金額とする。

ただし、電柱及び電話柱の占用に伴う掘削工事の場合、占用者から徴収する検査事務費は、種別及び面積にかかわらず、電柱又は電話柱1本当たり1,000円とする。

(2) 路面復旧費・検査事務費の対象の除外

次に掲げる掘削工事については、路面復旧費・検査事務費を徴収しないものとする。

ア 国又は地方公共団体が一般会計をもって経理する事業及び特別会計をもって経理する事業のうち企業性格を有しないものに係るもの。

イ 復旧面積が1箇所につき1㎡未満の掘削工事の場合、検査事務費は徴収しないものとする。ただし、道路管理システムに係るものは除く。

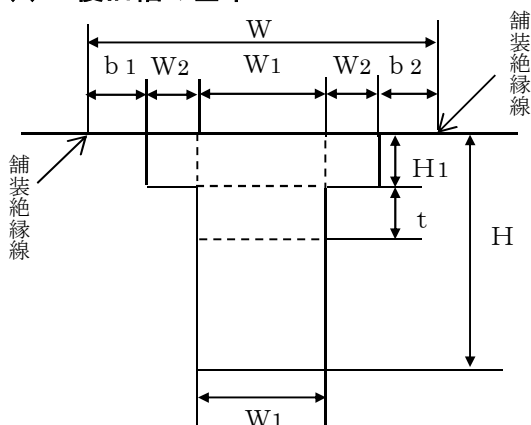
ウ 西日本高速道路株式会社、北九州市道路公社又は福岡北九州高速道路公社が設置する案内板（道路情報板を含む。）に関する掘削工事。

(3) 特殊舗装構造の取扱い

検査事務費については、類似する舗装種別の徴収単価を適用する。

路面復旧費については、別途設計を行い算定するものとする。

(4) 復旧幅の基準



W_1 = 掘削幅（最小掘削幅 0.6m）

W_2 = 影響の片側幅 = $K t$ （最小影響幅 0.3m）

b_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅

b_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅
（反対側）

H = 掘削深さ

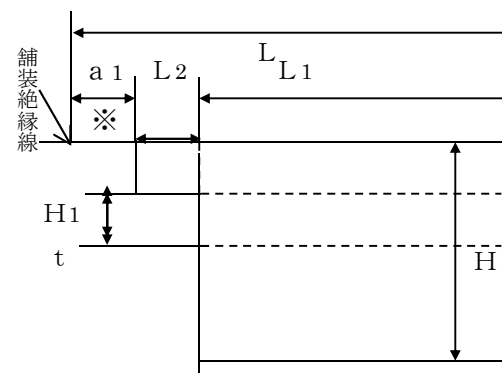
H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

K = 係数（コンクリート舗装：1.4、アスファルト舗装：1.0）

t = 路盤（上層路盤+下層路盤）の総厚

W = 復旧幅 = $W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2$

(5) 復旧工事長の基準



L_1 = 掘削長

L_2 = 影響の片側長 = $K t$ （最小影響長 0.3m）

a_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長

a_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長
（反対側） ※左図の a_1 を a_2 と読み替える

H = 掘削深さ

K = 係数（コンクリート舗装：1.4、アスファルト舗装：1.0）

H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

t = 路盤（上層路盤+下層路盤）の総厚

L = 復旧工事長 = $L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2$

(6) 復旧面積の基準

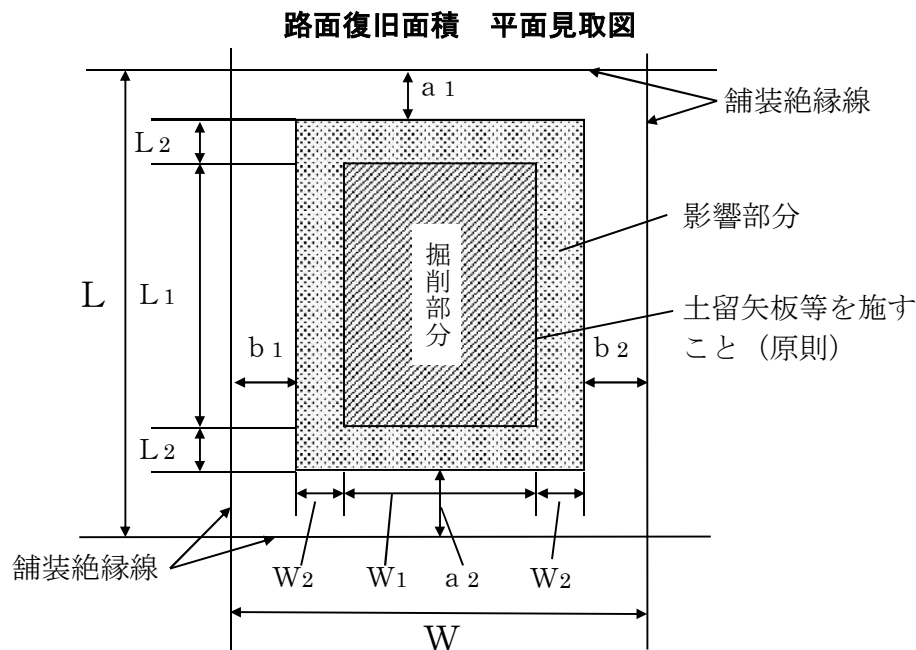
$$\text{復旧面積} = A = W \times L = A_1 + A_2$$

$$\text{掘削部分の復旧面積} = A_1 = W_1 \times L_1$$

$$\text{影響部分の復旧面積} = A_2 = A - A_1$$

(7) 復旧面積（影響部分）の取扱い

- ア 影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.2m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算する。コンクリート舗装の場合は、影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.8m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算するものとする。
- イ 徴収費用計算の基礎となる面積は、掘削部分の面積に影響部分の面積を加えたものとし、影響部分の面積は次の算式によるものとする。



$$A_2 = (W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2) \times (L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2) - W_1 \times L_1$$

A_2 影響部分の面積

W_1 掘削部分の幅（最小掘削幅 0.6m）

W_2 影響の片側幅（最小影響幅 0.3m）

L_1 掘削部分の長さ

L_2 影響の片側長（最小影響長 0.3m）

$$W_2 = L_2 = K t$$

t 掘削部分の路盤の厚さ

K コンクリート舗装の場合にあつては 1.4、アスファルト舗装の場合にあつては 1.0

$a_1 \cdot a_2$ 道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線（打継目、目地、版端等をいう。以下同じ。）までの距離が 1.2m 以上のときは 0 とする。

$b_1 \cdot b_2$ 道路の中心線と垂直の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離が 1.2m より多いときは 0 とする。

- ウ 最小掘削幅は車道部、歩道部とも 0.6m を標準とし、増幅の場合は 0.1m 単位とする。最小影響幅（長）は 0.3m とする。

※影響の片側幅（W₂）又は片側長（L₂）

<車道>

(単位 c m)

種別	As 1	As 2	As 3	As 4	As 5	As 6	As 7	Con 1	Con 2	Con 3
影響の片側幅(長)	55	55	50	45	40	30	30	84	63	63

<歩道>

(単位 c m)

種別	As 8 (歩道)	Con 4 (歩道)
影響の片側幅(長)	30	30

(C. B (車道、歩道) の場合は、道路管理者との協議によるものとする。)

エ 影響面積の例 (アスファルト舗装の場合)

図-1

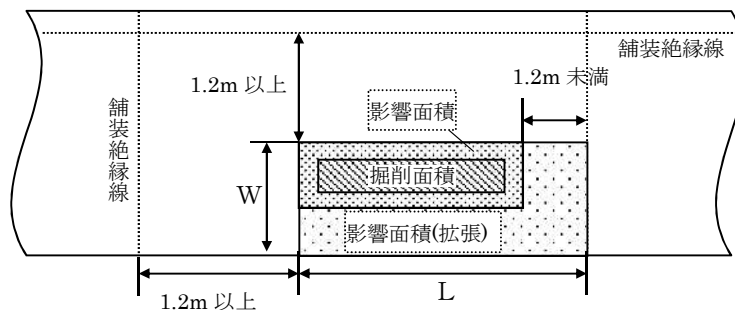
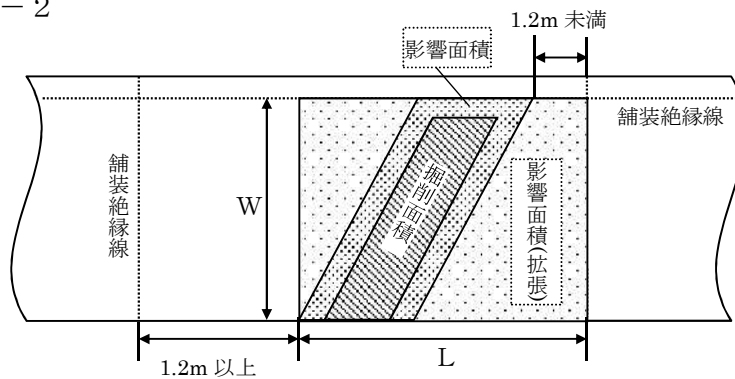


図-2



$$\text{復旧面積} = A$$

$$A = W \times L$$

※コンクリート舗装の場合、図-1 及び図-2 において、1.2mを1.8mと読み替えるものとする。

(8) 増破を生じた場合の取扱い

復旧面積は、断面的及び平面的に整形された範囲の面積を復旧面積とする。

なお、掘削許可時における復旧面積を増破した場合は、道路管理者と協議を行い、影響線を決定し、路面復旧費・検査事務費を追加徴収するものとする。

(9) 復旧面積の積算上の基準

ア 掘削部の工事長は、工種が異なるものがあるときには各工種ごとの工事長により、また同一路線内の工事であっても切断された部分については、その部分の工事長に

よるものとする。

イ 復旧面積算出の基礎となる復旧幅及び工事長は、メートル以下小数点第2位止めとし、3位については切り捨てるものとする。

ウ 復旧面積が、1箇所につき1.0㎡以上のものは、小数点以下1位で四捨五入して計算する。ただし、道路管理システムに係るもので1.0㎡未満のものは、1.0㎡とみなして計算する。

また、1申請につき同一舗装種別の掘削が2箇所以上ある場合は、舗装種別ごとに復旧面積を合計し、端数計算する。

エ 工事が国道、県道及び市道にまたがる場合においては、同一路線とみなして路面復旧費を算出する。ただし、国道、県道及び市道の工種が異なる場合は、アによる。

(10) 路面復旧費加算単価額

路面復旧費を徴収する場合、次の各表に掲げる道路付属物の復旧について、それぞれの表に定める割合による額を別途加算するものとする。

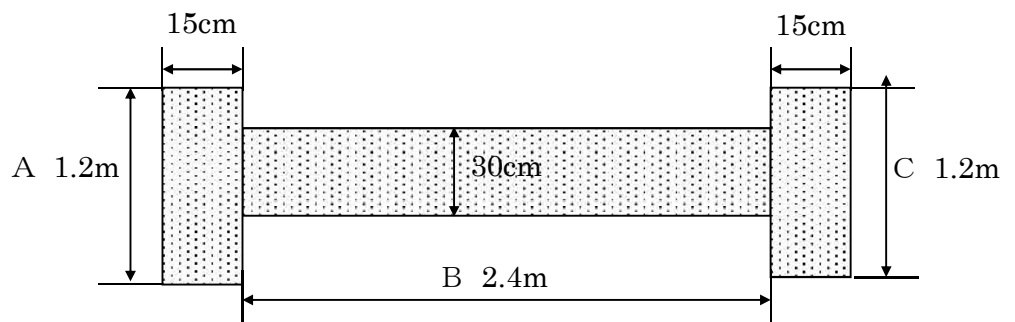
表-1

1 m 当たり単価 (円)

種 別			W=15cm	W=20cm	W=30cm	W=45cm
区 画 線	白色	実 線	2,970	3,080	3,320	—
		破 線	2,970	3,090	3,310	—
		横断線 ・ゼブラ	2,970	3,090	3,320	3,670
	黄色	実 線	3,240	3,440	3,860	—

注1 横断歩道、停止線及びゼブラの区画線については、この表の横断線・ゼブラの項に定める額を徴収する。

2 区画線の延長の小数点以下の処理については、線幅ごとに次により行う。
(計算例)



15cm 幅の延長

Aの延長 1.2m

Cの延長 1.2m

1.2m+1.2m=2.4m

端数を切り上げると3m、延長は3mとなる。

30cm 幅の延長

Bの延長 2.4m

端数を切り上げると3m、延長は3mとなる。

表-2

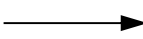
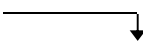
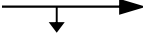
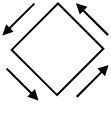
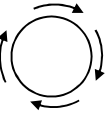
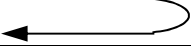

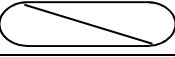
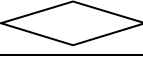
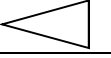

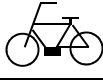

種別		形状 (画数)	色	1個当たり 単価 (円)	
矢印	直進		白	18,900	
	右左折		白	20,100	
	直進・右左折		白	26,700	
	右左折の方法 ・安全地帯等	対角 2m		白	60,000
		対角 4m			158,700
		直径 2m		白	71,100
直径 4m		194,700			
記号	転回禁止		黄	39,890	
			黄	31,060	
	終わり		白	43,800	
	横断歩道あり		白	49,500	
	前方優先道路		白	53,100	
文字	アラビア数字	30 40 50	白	57,300	
			黄	62,450	
	簡易な文字 (平仮名及び片仮名を含む。)	5画未満	白	12,900	
			黄	14,060	
	中程度の文字	5画以上 10画未満	白	24,300	
			黄	26,480	
複雑な文字	10画以上	白	28,200		
		黄	30,730		
マーク	文マーク		白	163,500	
	自転車マーク		白	4,500	
	自転車放置禁止区域 マーク		青、赤、白	78,020	

表-3

種別	規格		1個当たり 単価(円)
キャッツアイ	設置幅 15cm	片面	14,700
		両面	16,420
チャッターバー	設置幅 20cm	片面	28,900
		両面	31,930
	設置幅 30cm	片面	32,720
		両面	35,360

(11) 夜間及び昼夜間工事施工の割増率

路面復旧費に(10)の加算額を加算した合計額に下記の割増率を乗じて得た額を加算するものとする。

- ア 夜間工事施工の場合 26パーセント増
イ 昼夜間工事施工の場合 15パーセント増

(12) 路面復旧費の徴収方法

- ア 掘削申請件数の少ない申請者については、許可決裁後納入通知書により路面復旧費を納入させ、領収書を確認して許可書を交付する。
- イ 掘削申請件数の多い申請者(道路管理システム参加者である西日本電信電話(株)、九州電力(株)、西部ガス(株)、上下水道局、(株)Q T n e t)については、許可決裁後許可書のみを申請者に交付し、路面復旧費は、当月分を一括して翌月の一週間以内に納入通知書を発行し、納入通知書発行から20日以内に路面復旧費を納入させる。

5 舗装全幅復旧について

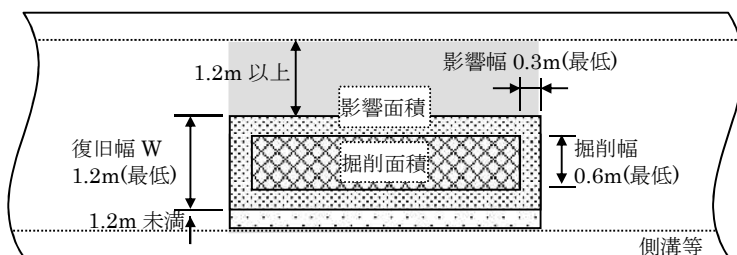
舗装先行工事でない路面復旧工事は、コンクリートブロック道を除き、道路の舗装種別にかかわらず、車道及び歩道全幅の表層を復旧するものとし、車線のある車道については車線単位で全幅の表層を復旧することを原則とする（ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く）。

この場合の当該部分の面積については、復旧面積に加算しない（検査事務費は徴収しない）ものとする。

- (1) 道路を横断する各戸引込管工事
- (2) 弁室やマンホール等の小構造物工事
- (3) 掘削面積 3 m^2 未満の工事

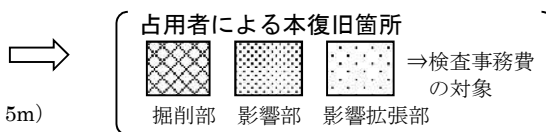
【舗装全幅復旧の事例】

- (1) 平面の考え方 ※アスファルト舗装の場合（コンクリート舗装の場合は 1.2m を 1.8m と読み替える）



【一定規模の工事①】

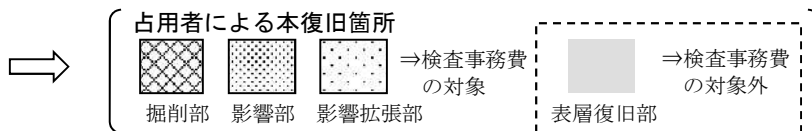
- ・道路を横断する各戸引込管工事
 - ・弁室やマンホール等の小構造物工事
 - ・掘削面積 3 m^2 未満の工事
- ⇒ (例) 復旧面積 6 m^2 (復旧幅 1.2m × 工事長 5m)



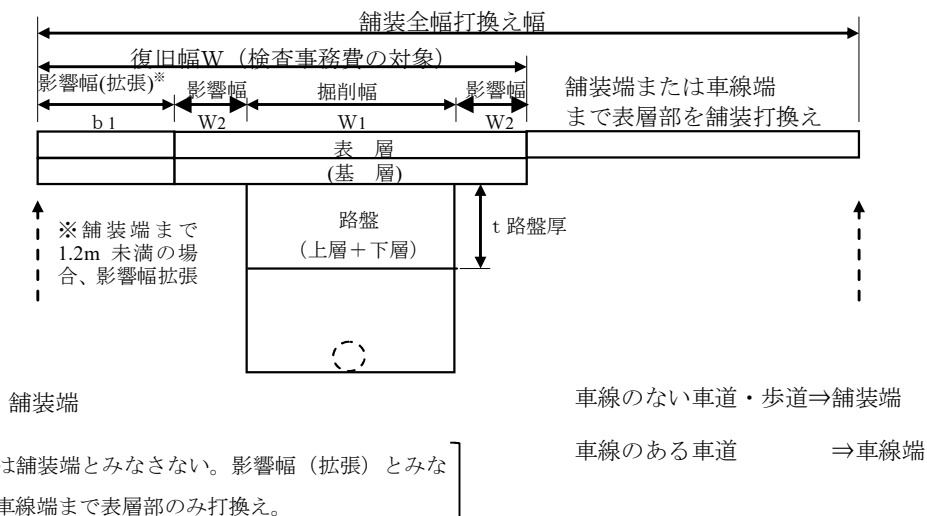
【①以外の工事】

- ・掘削面積 3 m^2 以上の工事

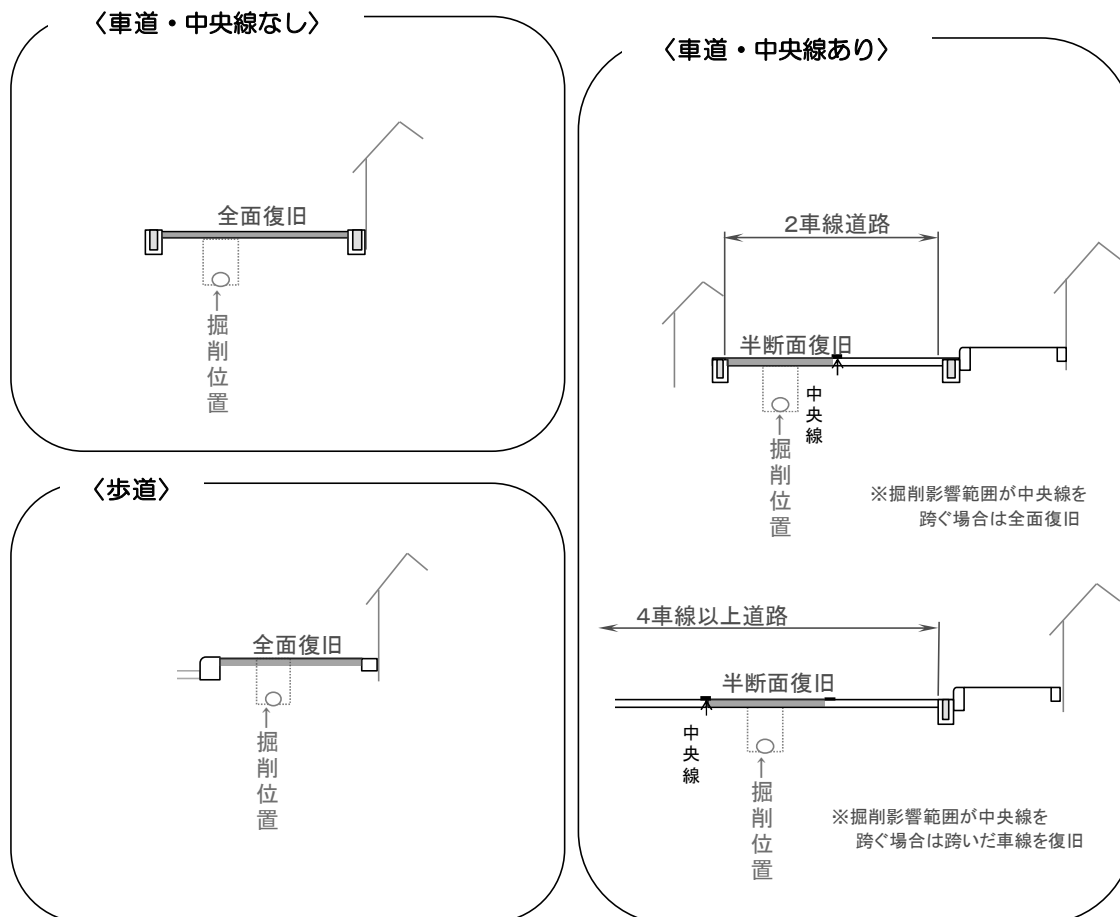
※表層部を全幅復旧



- (2) 断面の考え方



(3) 車線における復旧範囲の考え方



※図の復旧範囲は基本的な基準であり、車線を跨ぐ掘削、特殊舗装などは実情に応じて判断する。

(4) 蓋等の高さ調整

舗装全幅復旧にあたり、蓋等の高さ調整が必要な場合は、占有者間で協議し、舗装面に段差が生じないように留意すること。

参 考 資 料

- 出来形・品質の合格判定値（H26.3.17 告示「北九州市道路占有掘削工事取扱基準」の抜粋）
【P.14】
- 占有掘削工事におけるしゅん工届に添付する書類等について（H26.3.17 通知）【P.16】
 - ・ 提出工事写真一覧（対象：全工事） 【P.18】
 - ・ 提出試験結果一覧（対象：小規模工事を除く舗装全幅復旧工事） 【P.19】
 - ・ 工事材料、アスファルト合材使用届（対象：全工事） 【P.20】
 - ・ 担保補修期間終了前の確認 関係書類（対象：舗装全幅復旧工事） 【P.24】
- 管路の埋設深さについて（H26.3.17 通知） 【P.27】
- その他資料 舗装工事台帳・確認書作成要領(抜粋) 【P.30】

北九州市道路占用規則第 24 条関係
 道路の工事に係る掘削及び埋戻しの方法
 (平成26年 3月17日告示 抜粋)

1 埋戻し工事等

埋戻し工、路盤工、表層工及び基層工（中間層）の工事方法及び材料の品質等は、公益社団法人日本道路協会の舗装設計施工指針によるものとする。

2 出来形及び品質

出来形及び品質についての合格判定値及び試験（測定）基準は、次のとおりとする。

なお、工事長 20メートル未満または復旧面積（検査事務費の対象となる復旧面積）が 20平方メートル未満の小規模工事は試験（測定）を省略することができる。

(1) 出来形の合格判定値

ア 高さ及び幅は、個々の測定値は合格判定値以内にななければならない。

イ 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で合格判定値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（ \bar{X}_{10} ）について合格判定値を満足していなければならない。ただし、厚さの測定値が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

工種	項目	合格判定値		測定基準	摘要
		個々の測定値	10個の測定値の平均 \bar{X}_{10}		
埋戻し工 (道路土工・路床)	基準高 (cm)	± 5 以内			
	幅 (cm)	- 10 以上			
下層路盤工	基準高 (cm)	± 4 以内			
	幅 (cm)	- 5 以上			
	厚さ (cm)	- 4.5 以上	- 1.5 以上		
上層路盤工	幅 (cm)	- 5 以上			
	厚さ (cm)	- 2.5 以上	- 0.8 以上		
基層工 (中間層工)	幅 (cm)	- 2.5 以上			
	厚さ (cm)	- 0.9 以上	- 0.3 以上	1,000 m ² につき 1 個、1 工事につき最低 1 個 ※注1	抜取りコアによる
表層工	幅 (cm)	- 2.5 以上			
	厚さ (cm)	- 0.7 以上	- 0.2 以上	1,000 m ² につき 1 個、1 工事につき最低 1 個 ※注1	抜取りコアによる

※注 1 工事長 20メートル未満または復旧面積（検査事務費の対象となる復旧面積）が 20平方メートル未満の小規模工事は、測定を省略することができる。

(2) 品質の合格判定値

- ア アスファルト合材の温度（初期締固め前）や現場透水試験（排水性舗装）は、個々の測定値が合格判定値を満足していなければならない。
- イ 締固め度は、10個の測定値の平均値（ $\bar{X}10$ ）が合格判定値を満足していなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値（ $\bar{X}3$ ）が合格判定値を満足していなければならないが、 $\bar{X}3$ が合格判定値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値（ $\bar{X}6$ ）が合格判定値を満足していればよい。

工種	項目	合格判定値			試験 (測定) 基準	摘要
		$\bar{X}10$	$\bar{X}6$	$\bar{X}3$		
埋戻工 (道路土工 ・路床)	現場密度 (締固め度) (%)	(85)	(85)	(85)	500㎡につき1回(ただし、 500㎡未満の場合は省略で きる。)	合格判定値 の()は 、歩道の場合 の値とする
		90 以上	90 以上	90 以上		
下層路盤工	現場密度 (締固め度) (%)	(85)	(85)	(85)	1,000㎡につき1個1工事 につき最低3個 ※注1	
		95 以上	96 以上	97 以上		
上層路盤工	現場密度 (締固め度) (%)	(85)	(85)	(85)		
		95 以上	95.5 以上	96.5 以上		
アスファルト舗装工 (基層) (中間層) (表層)	現場密度 (締固め度) (%)	(92)	(92)	(92)	1,000㎡につき1個1工事 につき最低3個(ただし、 500㎡未満の場合は省略で きる。) ※注2	
		96 以上	96 以上	96.5 以上		
	アスファ ルト量 (%)	±0.5 以内	±0.5 以内	±0.5 以内	10,000㎡につき3個1工 事につき最低3個(ただし、 1,000㎡未満の場合は省略 できる。) ※注2	
	温度測定 (初期締固 め前)	110℃以上 (排水性舗装：140～160℃)			1日4回(午前 午後各2 回) ※注1	
	現場透水 試験 (排水性舗 装のみ)	1,000mL/15sec以上			1,000㎡につき1回、3,000 ㎡未満は1工事3回以上 ※注1	

※注1 工事長20メートル未満または復旧面積（検査事務費の対象となる復旧面積）が20平方メートル未満の小規模工事は、試験（測定）を省略することができる。

※注2 同一配合の重層アスファルトについては、各層の合計面積を対象面積とする。

占用掘削工事におけるしゅん工届に添付する書類等について

北九州市道路占用規則（以下「規則」という。）の一部改正に伴う、規則第17条のしゅん工した場合にしゅん工届に添付する「市長が必要と認める書類」及び内容について、下記のとおり定めましたので通知します。

また、「北九州市道路占用掘削工事取扱基準」第9第4号の占用掘削工事の担保補修期間終了前の確認の内容についても、下記のとおり定めましたので、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 しゅん工届に添付する市長が必要と認める書類

- ① 工事写真
- ② 試験結果
- ③ 工事材料使用届
- ④ アスファルト合材の使用届
- ⑤ その他道路管理者が指示するもの

2 しゅん工届の添付書類の内容

- ① 工事写真 ※提出写真一覧表（別紙1）による
 - ・埋設深さ、着工前後、施工中及びしゅん工後の状況が分かること。
 - ・路面の埋め戻しの際の各層ごとの厚みが分かること。
 - ・各申請書単位で掘削、埋め戻し、舗装、白線工事の写真を取りまとめること。 等
- ② 試験結果 ※提出試験（測定）結果一覧（別紙2）による
（対象：全幅復旧工事。ただし工事長20m未満又は復旧面積（検査事務費の対象となる復旧面積）が20㎡未満の小規模工事は除く）。
 - ・現場密度（締固め度）が分かること。
 - ・合材温度が分かること。 等
- ③ 工事材料使用届 ※様式（別紙3）及び記載例参照
 - ・JIS標示認定製品等の認定番号を記載すること。
 - ・一括申請する場合は、年度当初のしゅん工届時に、施工業者一覧表（様式自由）とともに、本届を提出すること。
 - ・一括申請をしない場合は、工事毎に、しゅん工時に、本届を提出すること。
 - ・一括申請を行っていない材料を使用した場合は、該当する工事のしゅん工届時に、当該材料の使用届を別途提出すること。
- ④ アスファルト合材の使用届 ※様式（別紙4）及び記載例参照
 - ・（一社）日本道路建設業協会等発行の認定証の認定番号を記載すること。
 - ・一括申請する場合は、年度当初のしゅん工届時に、施工業者一覧表（様式自由）とともに、本届を提出すること。
 - ・一括申請をしない場合は、工事毎に、しゅん工時に、本届を提出すること。
 - ・一括申請を行っていない材料を使用した場合は、該当する工事のしゅん工届時に、当該材料の使用届を別途提出すること。

3 占用掘削工事の担保補修期間終了前の確認の内容

- ① 掘削申請者は、舗装補修期間（道路管理者のしゅん工検査確認日から3箇年）の終了前に、「占用掘削工事の担保補修期間終了前の確認完了について（依頼）」（※様式（別紙5））を道路管理者（各区まちづくり整備課）へ提出。その際、占用掘削工事一覧表（全幅復旧したものに限る。※様式（別紙6））を添付する。

提出時期は、対象年度の上半期分（4月1日～9月30日しゅん工検査分）をまとめて、対象年度の翌々年度の下半期中に行い、対象年度の下半期分（10月1日～翌年3月31日しゅん工検査分）は、対象年度の3年度後の上半期中に行うものとする。

- ② 依頼を受け、道路管理者（各区まちづくり整備課）は、必要に応じて掘削申請者と路面状況の現地確認等を行い、これに瑕疵を発見した場合は、掘削申請者へただちに補修を行うよう指導する。
- ③ 路面状況の確認を行った結果、異常が見られなかった場合、道路管理者（各区まちづくり整備課）は、掘削申請者に対し、「占用掘削工事の担保補修期間終了前の確認完了について（通知）」（※様式（別紙7））を通知する。

提出写真一覧表

出来形管理写真は、実施した工種のみ撮影項目毎に最低 1 枚提出すること。また、品質管理写真は、「提出試験（測定）結果一覧」に基づき実施した場合のみ撮影項目毎に最低 1 枚提出すること。
 ※1 枚の写真で複数項目が確認できる場合は、撮影項目毎に提出しなくても良い。

区分・工種		撮影項目	撮影時期	撮影(提出)頻度	摘要
着手前		全景又は代表部分写真	着手前	着手前 1 回	提出必須
完成		全景又は代表部分写真	完成後	施工完了後 1 回	
出来形管理	埋戻工 (路床工)	巻出し厚	巻出し時	100m に 1 回	
		締固め状況	締固め時	転圧機械又は埋戻材が変わる毎に 1 回	
	路盤工 (上層路盤) (下層路盤) (歩道路盤)	転圧状況	施工中	各層毎 100m に 1 回	
		整正状況	整正後	各層毎 100m に 1 回	
		厚さ	整正後	各層毎 20m に 1 回	
	アスファルト舗装工 排水性舗装工 (基層) (中間層)	整正状況	整正後	100m に 1 回	
		タックコート、 プライムコート	撒布時	各層毎に 1 回	
		抜取りコア厚さ	抜取り後	全数量	コア抜取りした場合のみ提出
	アスファルト舗装工 排水性舗装工 (表層)	整正状況	整正後	100m に 1 回	
		タックコート、 プライムコート	撒布時	各層毎に 1 回	
		抜取りコア厚さ	抜取り後	全数量	コア抜取りした場合のみ提出
	管明示工	設置状況	施工後	50m に 1 回	
	区画線等 路面表示工	出来ばえ	施工前後	施工日に 1 回	
その他道路構 造物復旧工	出来ばえ	施工前後	施工日に 1 回		
品質管理	埋戻工 (道路土工)	現場密度の測定	測定 実施中	各種埋戻材毎に 1 回	「提出試験（測定） 結果一覧」に基づき 実施した場合のみ最 低 1 枚提出
	路盤工 (上層路盤) (下層路盤) (歩道路盤)	現場密度の測定	試験 実施中	各種路盤毎に 1 回	
	アスファルト舗装工	温度測定	測定 実施中	合材の種類毎に 1 回	
	排水性舗装工	温度測定	測定 実施中	合材の種類毎に 1 回	
		現場透水試験	試験 実施中		

本表は、代表的な工種について記載している。その他工種が発生する場合は、土木工事施工管理基準（北九州市）※を参考にし、道路管理者と協議の上決定すること。

※北九州市ホームページトップから「土木工事施工管理基準」で検索

提出試験(測定)結果一覧

舗装全幅復旧の場合のみ該当する項目について提出すること。

※1 ただし、工事長 20m未満または復旧面積(検査事務費の対象となる復旧面積)が 20 m²未満の小規模工事は提出不要。

工 種	試験項目	試験方法	試験(測定)基準	摘要(規格値等)
埋戻工 (道路土工・路床)	現場密度の測定	最大粒径≤53mm : JIS A 1214 JIS A 1210A・B 法 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法 便覧[4]-185	各種埋戻材毎に、 500 m ² につき1回(3個) (ただし500 m ² 未満の 場合は省略できる。)	各種埋戻材毎に、 別紙 合格判定値(告 示)を満足すること。
路盤工 (上層路盤) (下層路盤) (歩道路盤)	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧[4]-191	各層毎に、 1,000 m ² につき1個、1 工事につき最低3個 ※1	各層毎に、 別紙 合格判定値(告 示)を満足すること。
アスファルト舗装工 (基層) (中間層) (表層)	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧[3]-91	1,000 m ² につき1個、1 工事につき最低3個 (ただし500 m ² 未満の 場合は省略できる。)	別紙 合格判定値(告 示)を満足すること。 同一配合の重層アスファ ルトについては、各層の合計面 積を対象とする。
	混合物の アスファ ルト抽出	舗装調査・試験法 便覧[4]-238	10,000 m ² につき3個、 1工事につき最低3個 (ただし500 m ² 未満の 場合は省略できる。)	
	温度測定 (初期締 固め前)	温度計による	1日4回(午前、午後 各2回) ※1	各測定値が、 別紙 合格判定値(告 示)を満足すること。
	抜き取り コアの厚さ 測定	スケール(メジャ ー)による	1,000 m ² につき1個、1 工事につき最低1個 ※1	各層毎に、 別紙 合格判定値(告 示)を満足すること。
排水性舗装工 (基層) (中間層) (表層)	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧[3]-97	1,000 m ² につき1個、1 工事につき最低3個 (ただし500 m ² 未満の 場合は省略できる。)	各層毎に、 別紙 合格判定値(告 示)を満足すること。 同一配合の重層アスファ ルトについては、各層の合計面 積を対象とする。
	混合物の アスファ ルト抽出	舗装調査・試験法 便覧[4]-238	10,000 m ² につき3個、 1工事につき最低3個 (ただし1,000 m ² 未満 の場合は省略できる。)	
	温度測定 (初期締 固め前)	温度計による	1日4回(午前、午後 各2回) ※1	各測定値が、 別紙 合格判定値(告 示)を満足すること。
	現場透水 試験	舗装調査・試験法 便覧[1]-122	1,000 m ² につき1回、 3,000 m ² 未満は1工事3 回以上 ※1	各測定値が、 別紙 合格判定値(告 示)を満足すること。
	抜き取り コアの厚さ 測定	スケール(メジャ ー)による	1,000 m ² につき1個、1 工事につき最低1個 ※1	各層毎に、 別紙 合格判定値(告 示)を満足すること。

本表は、代表的な工種について記載している。その他工種が発生する場合は、土木工事施工管理基準(北九州市) ※2を参考にし、道路管理者と協議のうえ決定すること。

※2 北九州市ホームページトップから「土木工事施工管理基準」で検索

年 月 日

北九州市長 様

掘削申請者 住 所
商号 (名称)
代 表 者

工 事 材 料 使 用 届

1, 工 事 名 _____

2, 工 事 箇 所 _____ 北九州市 _____

3, 工期 (使用期間) _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで

標記工事について、下記のとおり工事材料を使用した (する) ので届けます。

記

品 名	製造工場名	品質・規格	備考

路面復旧工事に係るものを記載。管や構造物等の本体工事に係るものは記載不要。

※一括申請する場合は、年度最初のしゅん工届時に、施工業者一覧表 (様式自由) とともに本届を提出すること。

※一括申請を行っていない材料を使用した場合は、該当する工事のしゅん工届時に、当該材料の使用届を別途提出すること。

記載例

北九州市長 様

掘削申請者 住 所
商号 (名称)
代 表 者

工 事 材 料 使 用 届

一括申請の場合
(施工業者名を明記)

1, 工 事 名 (掘削申請者名) ○○工事 (施工業者名 施工分)

一括申請の場合

2, 工 事 箇 所 北九州市○○区一円

3, 工期 (使用期間) 年 月 日 から 年 月 日 まで

一括申請の場合は施工業者との契約期間等を記入

標記工事について、下記のとおり工事材料を使用した (する) ので届けます。

記

品 名	製造工場名	品質・規格	備 考
			J I S 標示認定製品 であれば番号を記載

路面復旧工事に係るものを記載。管や構造物等の本体工事に係るものは記載不要。

※一括申請する場合は、年度最初のしゅん工届時に、施工業者一覧表 (様式自由) とともに本届を提出すること。

※一括申請を行っていない材料を使用した場合は、該当する工事のしゅん工届時に、当該材料の使用届を別途提出すること。

年 月 日

北九州市長 様

住 所

掘削申請者 商号(名称)

代 表 者

アスファルト合材の使用届

このことについて、下記のとおり使用した(する)ので届けます。

記

対象工事

1. 工 事 名 _____

2. 工 事 箇 所 _____ 北九州市

3. 工期(使用期間) _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで

使用材料又は製品

1. 会 社 名 _____

2. 製造工場名 _____

3. 使用材料

使用骨材 の種別	アスファルト の種類	粒 径 (mm)	アスファルト量 (%)	基準密度 (g/cm ³)	通過質量百分率 (%)		備考
					2.36mm	75 μ m	

※一括申請する場合は、年度最初のしゅん工届時に、施工業者一覧表(様式自由)とともに本届を提出すること。

※一括申請を行っていない材料を使用した場合は、該当する工事のしゅん工届時に、当該材料の使用届を別途提出すること。

北九州市長 様

住 所

掘削申請者 商号 (名称)

代 表 者

アスファルト合材の使用届

このことについて、下記のとおり使用した (する) ので届けます。

記

対象工事

一括申請の場合 (施工業者名を明記)

1. 工 事 名 (掘削申請者名) ○○工事 (施工業者名 施工分)

2. 工 事 箇 所 北九州市○○区一円

一括申請の場合

3. 工期(使用期間) 年 月 日 から 年 月 日 まで

使用材料又は製品

一括申請の場合は施工業者との契約期間等を記入

1. 会 社 名 (記載例) 株式会社 ○○○○

2. 製造工場名 (記載例) 株式会社 ○○○○ (認定番号 0000-000-0000)

3. 使用材料

アスファルト混合物審査制度の認定番号を記載すること

使用骨材 の種別	アスファルト の種類	粒 径 (mm)	アスファルト量 (%)	基準密度 (g/cm ³)	通過質量百分率 (%)		備考
					2.36mm	75μm	
							認定 or 認定外

※一括申請する場合は、年度最初のしゅん工届時に、施工業者一覧表 (様式自由) とともに本届を提出すること。

※一括申請を行っていない材料を使用した場合は、該当する工事のしゅん工届時に、当該材料の使用届を別途提出すること。

年 月 日

北九州市長 様

住 所

掘削申請者 商号 (名称)

代 表 者

占用掘削工事の担保補修期間終了前の確認完了について (依頼)

北九州市道路占用掘削工事取扱基準に基づき、担保補修期間終了前の路面状況の確認をお願いします。

記

1 対象工事件数 件

- 年度 上半期 (年 4 月 1 日 ~ 年 9 月 30 日) しゅん工検査確認分
※上半期しゅん工検査確認分の依頼は、翌々年度の下半期中に行うこと。
- 年度 下半期 (年 10 月 1 日 ~ 年 3 月 31 日) しゅん工検査確認分
※下半期しゅん工検査確認分の依頼は、3年度後の上半期中に行うこと。

2 対象工事箇所 別紙のとおり

3 担 当 会社名 (部署)

名 前

T E L

(別紙)

占有掘削工事 一覧表 (全幅復旧したものに限る) 年度 上・下半期 しゅん工検査確認分

	占有申請者名	占有申請番号	占有許可日	工事名	工事場所	路面復旧面積(m2)		しゅん工検査 確認日 (道路管理者)	担保補修期間 終了日※
						車道	歩道		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

※担保補修期間終了日は、道路管理者のしゅん工検査確認日から3年後の日

北九 第 号
年 月 日

様

北 九 州 市 長

占用掘削工事の担保補修期間終了前の確認完了について（通知）

年 月 日付けで依頼のあった担保補修期間終了前の確認について、道路占用者及び道路管理者による路面状況の確認を行った結果、異常は見られなかったため通知する。

これにより、各占用掘削工事の担保補修期間（3年）終了日までに異常が見られなければ、担保補修期間は終了するものとする。

記

- 1 対象工事件数 件
(年度 上・下半期 しゅん工検査確認工事分)

- 2 現地確認日 年 月 日

電線、水道、ガス管又は下水道管を道路の地下に 設ける場合における埋設深さについて

電線、水道、ガス管又は下水道管（以下「管路等」という）を道路の地下に設ける場合における埋設の深さについては、平成21年11月30日付け北九建総管第246号の建設局道路部長、建設局総務部長通知に基づき、下記のとおり取扱ってきたところであります。この度、一部舗装種別に変更が生じ、別紙1を変更したので通知します。

記

1 埋設の深さ

別紙1のとおり

2 適用対象とする管路等の種類及び管径

対象となる管路等の種類（規格）及び管径（呼び径で表示されるものを含む）は、事業の種別ごとに別紙2に掲げるものとする。また、事業の種別ごとに別紙2に掲げる管路等の種類（規格）以外のものであっても、申請者が当該管路等が別紙2に掲げるものと同程度の強度を有するものであることについての試験結果等を添付した場合においては、当該別紙2に掲げるものの管径（外径）を超えない範囲において、措置の対象とすることができる。

3 適用対象外の管路等の取扱いについて

今般の通知による埋設の深さの基準が適用される管路等は、別紙2に掲げるもののみであるため、これ以外の種類（規格）及び管径のものについては、道路法、道路法施行令、道路法施行規則のほか、北九州市道路占用規則、「歩道部における道路占用に係る地下電線の埋設深度の取扱いについて（平成9年2月24日付け北九建総管第402号）」、「水管、ガス管の埋設深度」等によるものとする。

4 その他

- (1) 埋設の深さは、本管、供給管等にかかわらず、別紙1のとおりであるが、供給管等の接続方法などの制約上、供給管等の方が本管等よりも浅く埋設されることが予想される場合には、あらかじめ道路管理者と協議すること。
- (2) 歩道について、車両の乗り入れ等のための切り下げ部がある場合で、路面と当該管路等との距離が別紙1に掲げる埋設深さ未満となる場合は、当該管路等を設ける者に切り下げ部の地下に設ける管路等につき所要の防護措置を講じさせること。
- (3) 別紙2に掲げる種類（規格）及び管径のものについて、別紙1に掲げる埋設深さをとることが技術的に困難で、道路管理者との協議により道路管理上及び管路等の防護上支障がないと認められたものについては、許可することができる。
- (4) 平成21年11月30日付け北九建総管第246号通知「電線、水道、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設深さの改定について」は平成26年3月31日をもって廃止する。

5 適用時期

平成26年4月1日許可分から適用する。

種 別	埋 設 深 さ	
アスファルトコンクリート 舗 装 道	AS1	105 を超えること
	AS2	100 を超えること
	AS3	90 を超えること
	AS4	85 を超えること
	AS5	75 を超えること
	AS6	65 を超えること
	AS7	60 を超えること
	AS8 (歩道)	60 を超えること
セメントコンクリート 舗 装 道	Con 1	90 を超えること
	Con 2	85 を超えること
	Con 3	75 を超えること
	Con 4 (歩道)	60 を超えること
コンクリート	C・B (歩道切り下げ部)	60 を超えること
ブロック道	C・B (歩道)	60 を超えること
砂 利 道	G	60 を超えること

別紙2

- (1) ガス事業
- ・鋼管 (JIS G 3452) 300mm 以下のもの
 - ・ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300mm 以下のもの
 - ・ポリエチレン管 (JIS K 6774) 200mm 以下のもの
- (2) 水道事業
- ・鋼管 (JIS G 3443) 300mm 以下のもの
 - ・ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300mm 以下のもの
 - ・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6742) 300mm 以下のもの
 - ・水道配水用ポリエチレン管 (引張降伏強度 204kgf/cm²以上)
200mm 以下で外形/厚さ=11 のもの
- (3) 下水道事業
- ・ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300mm 以下のもの
 - ・ヒューム管 (JIS A 5303) 300mm 以下のもの
 - ・強化プラスチック複合管 (JIS A 5350) 300mm 以下のもの
 - ・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 300mm 以下のもの
 - ・陶管 (JIS R 1201) 300mm 以下のもの
- (4) 電気事業
- ・鋼管 (JIS G 3452) 250mm 以下のもの
 - ・強化プラスチック複合管 (JIS A 5350) 250mm 以下のもの
 - ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 300mm 以下のもの
 - ・コンクリート多孔管 (管材曲げ引張強度 54kgf/cm²以上)
φ125×9条以下のもの
- (5) 電気通信事業等
- ・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 75mm 以下のもの
 - ・鋼管 (JIS G 3452) 75mm 以下のもの

(注) 上記括弧内の規格は、可能な限り JIS 規格を表示している。

舗装工事台帳・確認書作成要領

「北九州市所管以外の占用工事」編

平成27年3月

北九州市建設局道路維持課

詳細や様式は市ホームページに掲載
http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kensetu/file_0251.html

1. 本書の位置付け

本書は、舗装工事履歴収集のため、作成対象路線・対象工事・記入方法等、舗装工事台帳・確認書の具体的な作成要領について定めたものであり、舗装工事台帳の作成・収集体制の円滑な実施を支援するものです。

2. 舗装工事台帳提出の趣旨

本市では、「舗装」を効率的に維持管理するため、平成20年度から、路面性状調査を活用した「舗装アセットマネジメント」の取り組みに着手しました。

この取り組みのためには、舗装工事履歴の計画的な収集が必要であるため、「舗装工事台帳」の作成・提出を行うものです。

3. 舗装工事台帳の作成対象となる路線

作成対象路線は、市管理の国道・県道・市道のうち、2車線以上（一方通行の場合は、1車線以上）の道路です。なお、「2車線以上」の道路とは、路側を除いた車道幅が、概ね6m以上の道路です。

4. 舗装工事台帳の作成対象となる工事

4-1 作成対象となる工事

作成対象となる工事は、北九州市以外の道路占有者が行う舗装復旧工事で、「上り」や「下り」の片側全車線（片側2車線以上の場合は片側1車線以上、一方通行の場合は全幅）にわたり、表層を道路縦断方向に20m以上、実施したものです。

具体的なイメージを、次ページの図 4.1に示します。

※上記の舗装復旧工事は、仮復旧も含まれます。

4-2 作成対象外の工事

歩道部分の舗装工事は、作成対象としません。車道部分のみを作成対象とします。

5. 舗装工事台帳の作成単位

作成単位は、以下の（1）～（3）です。具体的なイメージを次ページの図 5.1、5.2に示します。

- （1）同一工事内で、作成対象工事が、飛び飛びに複数工区有る場合は、工区毎に舗装工事台帳を作成する。〔図 5.1〕
- （2）同一工事内で、作成対象工事の「上り」と「下り」の施工延長が異なる場合は、「上り」と「下り」に分けて、舗装工事台帳を作成する。〔図 5.2〕
- （3）同一工事内で、作成対象工事の工事方法・舗装構成・交通量区分・設計C B R等が異なる場合は、異なる毎に、舗装工事台帳を作成する。

登録番号：北九州市印刷物登録番号第 2014001A 号
発行年月日：令和 2 年 5 月 1 日
発行主管課：北九州市建設局総務部管理課